

厚生委員会議録第二十七号

昭和二十八年七月二十七日(月曜日)

午前十一時十三分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君

理事青柳 一郎君 理事中川源一郎君

理事古屋 菊男君 理事堤 ツルヨ君

越智 茂君 倉石 忠雄君

助川 良平君 田中 元君

寺島隆太郎君 永田 良吉君

夏堀源三郎君 中野 四郎君

山下 春江君 福田 昌子君

八木 一男君 柳田 秀一君

杉山元治郎君

出席政府委員

厚生事務官 久下 勝次君  
(厚保局長)

委員外の出席者

専門員 川井 章知君  
専門員 引地亮太郎君  
専門員 山本 正世君

七月二十五日

委員岡良一君及び中川俊思君辞任につき、その補欠として淺沼稻次郎君及び山村新治郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十七日

委員松永佛骨君、高橋等君、山口六郎次君、長谷川保君、萩元たけ子君及び伊瀬幸太郎君辞任につき、その補欠として永田良吉君、夏堀源三郎君、倉石忠雄君、八木一男君、福田昌子君及び杉山元治郎君が議長の指名で委員に選任された。

七月二十五日

韓国人戦犯者並びに遺家族援護に関する請願(池田清君外二十二名紹介)(第五四八四号)

健康保険の療養期間延長等に関する請願(植兼次郎君紹介)(第五五〇六号)

同(岡村利右衛門君紹介)(第五五〇七号)

同(川上貫一君紹介)(第五七五五号)

国民健康保険事業に対する国庫補助増額に関する請願(中村英男君紹介)(第五五〇八号)

生活保護法の最低生活基準額引上げ等に関する請願(横路節雄君紹介)(第五五〇九条)

国立志布志療養所の病床増設に関する請願(山中貞則君紹介)(第五五〇一〇号)

国立ら、療養所職員の見直し並びに待遇改善に関する請願(山花秀雄君紹介)(第五七四四号)

国立療養所の給食費増額の請願(永井勝次郎君紹介)(第五七四七号)

戦傷病者に対する終身医療保障に関する請願(山下春江君紹介)(第五七四八号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

日雇労働者健康保険法案(内閣提出第六〇号)

○小島委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の日雇労働者健康保険法案及び八木一男君外十名提出の日雇労働者健康保険法案の両案を一括して議題として、審査を進めます。両案の審査につきましては前会において質疑を終了してありますので、両案を一括してただちに討論に付します。青柳一郎君。

○青柳委員 私は自由党を代表いたしまして、政府提案にかかる日雇労働者健康保険法案に賛成し、社会党両派の提案にかかる同名の法案に反対せんとするものであります。

今回政府におきまして日雇労働者にも健康保険を適用せんとするこの本案の趣旨につきましては十分これを了承いたすものであります。日雇労働者のごとき気の毒な方々に対し、せめて短期医療給付について貧乏から守る制度ができることは、われわれの年来の主張であります。さきの選挙に際しまして、自由党の公約にもこれを明記しておるところであります。しかしながら本案の内容をつぶさに検討いたしましたら、療養給付の内容がなお貧弱であるという点につきましてはまことに遺憾であります。これに対しましては、その保険料の引下げあるいは給付条件の緩和、給付の内容をある程度一般の健康保険並に引上げるべきであるとは存するのであります。しかしながらすでに御存じのように、国民健康保険につきまして、本年の四月より国庫はその医療給付に対して二割の助成を行うことになったのであります。このことはひいては日本全国における各市町村に国民健康保険が実施せられ、日雇労働者の諸君は、あるいは保険料の納付なくして、現在の国民健康保険程度の給付が受けられる状態に相なるとも考えられるのであります。われわれは、この際、政府は法案の施行にあつて、国民健康保険や生活保護制度との間に各種の調整を講ぜられ、同時に一般的な事務を簡素化して、実情に即する運営をはかられたいのであります。この際はしばらく、日雇労働者を助けるためにこの程度の法律を発足せしめ、その後において国民健康保険並びに生活保護制度との関係を実情に即して勘案し、それによつてなお日雇労働者に対する制度の進歩、発達、充実を期せんとするものであります。

社会党両派の提案にかかる法案を拝見いたしまするに、非常に広い範囲の被保険者を認め、さらに国庫助成五割を認めんといたしますことは、この際にお相当考慮を要する点があるのではありません。ここに私は政府提案にかかる法案に賛成し、社会党両派の提案にかかる法案に反対の意を表する次第であります。

○小島委員長 古屋菊男君。

○古屋(菊)委員 私は改進黨を代表して内閣案に賛成し、議員案に反対の意を表するものであります。

現在健康保険法の適用外に置かれておりますところの日雇労働者及びこれに近い人々は、勤労者としての生活保障あるいは身分保障という点において

はまことに不安定な状態にある人々であります。従つて社会保障制度という観点から最もこれが徹底をはからなければならぬ階層であるのであります。今同日雇労働者健康保険法を制定して、これらの人々に対する健康保険制度を新たに設けるといふことは、まことに適切な措置と存するのであります。しかしながら原案の内容と見ますと、社会保障制度審議会、社会保険審議会あるいは失業対策審議会等の諮問機関の答申の内容に照してみましても、隔たるところ遠く、貧弱な感があるものであります。この点におきましては、もちろん保険の内容といたしましては、議員提案に盛り込まれるような内容が実施せられることが望ましいのであります。国家財政の現状ないし保険財政の運営上から見ましても、あるいは政府における実施準備の現状等から見ましても、現在ただちに議員案を実施いたしますことは必ずしも適當ではないと思ひますので、ともかくも政府が申しますように、将来その内容を改善して行くことを信じまして、政府案に賛成いたしましたのであります。但し政府当局に対して将来の改善を強く希望しておくものであります。

○小島委員長 柳田秀一君。

○柳田委員 私は日本社会党を代表いたしまして、われわれ両派社会党提案の日雇労働者健康保険法に賛成いたします。政府提案の同名法案には反対せんとするものであります。

○小島委員長 これより会議を開きます。

○小島委員長 これより会議を開きます。

○小島委員長 これより会議を開きます。

○小島委員長 これより会議を開きます。

○小島委員長 これより会議を開きます。

○小島委員長 これより会議を開きます。

○小島委員長 これより会議を開きます。

○小島委員長 これより会議を開きます。

○小島委員長 これより会議を開きます。

○小島委員長 これより会議を開きます。

○小島委員長 これより会議を開きます。

○小島委員長 これより会議を開きます。

○小島委員長 これより会議を開きます。

○小島委員長 これより会議を開きます。

○小島委員長 これより会議を開きます。

○小島委員長 これより会議を開きます。

○小島委員長 これより会議を開きます。

○小島委員長 これより会議を開きます。

○小島委員長 これより会議を開きます。

○小島委員長 これより会議を開きます。

○小島委員長 これより会議を開きます。

○小島委員長 これより会議を開きます。

○小島委員長 これより会議を開きます。

○小島委員長 これより会議を開きます。

○小島委員長 これより会議を開きます。

○小島委員長 これより会議を開きます。

○小島委員長 これより会議を開きます。

○小島委員長 これより会議を開きます。

○小島委員長 これより会議を開きます。

本法案に關しましては、先国会におきましても、わが党は法案提出の趣旨を弁明し、さらに討論をいたし、本国会におきましても、八木一男君より趣旨を弁明をいたしましたので、本法案に關するところの内容等にはあえて触れませんが、しかしながら社会保険立法といたしましてこの両案を比較いたしましたに、適用範囲におきましても、あるいは給付の内容におきましても、どちらが真に社会保険立法としてすぐれているかは、喋々申し上げるまでもなく一目瞭然であります。現に昨年の国会の討論におきましても、自由党並びに改進黨から、原則論的には左右両派に改進黨がすぐれているという事は率直に認めておられるのであります。これをもつてすべてを言い尽しておるのであつて、これ以上あえてわれわれは付言いたしません、しかし現実の政治が、これを立法化せんとする際に、自由党並びに改進黨の皆方方の御同調が得られなかつたことはまことに残念であります。われわれの厚生委員会におきましては、常々申しますように、イデオロギーの対立によるところの大きな法律というものは少いのであります。厚生行政そのものが、いわば涙の行政であります。世の中の恵まれない、下積みになつた不幸な方々に対して、愛の手を差延べるのが厚生行政であり、それを立法するのがこの厚生委員会であるからには、われわれはどの法案もできる限り超黨派的にまじめ、そうしてこれを立法化したいといふのが、われわれ両派社会党委員が他の委員会の諸君と異なつた、この委員会に臨む態度であります。従いまして前国会におきましては、われわれ両派

社会党案が却りましたので、今国会におきましては、われわれは何としてこの法案を成立せしめたい、それにはこの法案が目下の隘路になつておるならば、皆さんの間で虚心坦懐にお話合ひ願つて、われわれの方から見るならば当然と思ひますが、保守党の皆さんから見られて、調子が高いと見られるならば線を下げましょう、そうして皆さんの御納得の行くところまで調子を下げ参りましょう、あるいはまた予算案の關係で予算措置がむずかしいならば、あえて本年度とは言いませんから、来年度から実施してもらつてもよろしうございませうと言つて、謙虚にわれわれは改進黨並びに分自党に呼びかけたのであります。分自党におきましては快く御賛成いただきまして、むしろ両派社会党とともに改進黨との交渉に當つていただいたのであります。ところが、まことに奇々怪々なることには、社会保険をもつて党是とされておる改進黨が、改進黨は御存じの通り非常に複雑多岐な議員構成分子を持つておりますが、本厚生委員会に御出席の委員会のメンバーである改進黨の方々もとより進歩的であり、われわれのこの提唱に対して御同調願つたのでありますけれども、悲しきかな覺議として認められるわけに参りません。しかもその言ひ分が、現在国民健康保険があるから、それ一本やりで行つたらよかるうじやないかといふのも一つの言ひ分であると思ひます。私にそれ賛成であります。できるならば社会保険といふものは、一本に統合すべきだと思つております。しかし現実においては、まだできておらない。そういうことに持つて行くことにはわれ

われは賛成いたしますが、現実には現実でありますから、ことに政府提案の提案理由にも書いてありますこの日雇労働者の特殊事情にかんがみて、現状においては単独立法することは私にはやむを得ぬと思つております。あるいはまた現在の国保よりも条件のよいものをつくることは将来の国保にマイナスになる、こういうような御意見も聞いたのであります。これはいささか私にはふに落ちませんが、われわれは何としても政府原案ではなしに、両派社会党案を通したいがために、それならば現在の国民健康保険と大体同様のレベルまで下げてもよろしい、かやうに折れたのであります。これまたはなはだ残念な結果になりました。そこで、こういうような政府の案で参りますと、せつかくの政府の親心がおそらくこの日雇労働者に入らずして、むしろ生活保護法の、いわゆる乙号患者の方に流れる危険が非常に多いとわれわれは思ふのであります。せつかくの勤勞意欲、さらにその勤勞に基くところの当然の権利としてのこゝういふような社会保障制度を確立することが必要であるのに、現在のようないくつかの措置が欠けておつて、最後の救済においてのみ汲々としておる。

さらに現在生活保護法の二百何十億のうちの大半が医療の給付であり、しかも政府原案の三億何がしの予算といふものは、従来日雇労働者が、生活保護法のいわゆる医療給付によつてまかなわれておつたのが四億以上上つておる。従つてこの予算案といふものは、結局厚生省全体の予算案から言ふならば、生活保護費の方を一億ほど減らされて、そうして日雇労働者の今の政府案が顔を出した、完全にこゝういふような結果になつております。これは厚生当局と大蔵当局との予算折衝において一本とられた形でありまして、われわれの承知するところに関する限りでは、厚生当局原案は二十九億、むしろわが党案に近いのであります。われわれ両派社会党案に近いのであります。もしもこの際このとき、改進黨並びに分自党の方においてわれわれと同調されて、そうしてわれわれもまた同調して、そこに一本の修正案がまとまるとするならば、おそれなくそれは厚生当局が最初大蔵省に予算要求をされたその原案と大体似た線のものが出たんじゃないか、私はいふと思ひます。かやうに考えまして、返す返すも残念であります。ただこゝういふ議論があります。そうならば、それでも現在はないのだから一応こしらえて、それから出発したらどうか、だからそれにお前のところも賛成をしたらどうか、こゝういふ議論もありませんが、われわれはこゝういふふに参りません。少くともプラスから出発するならばわれわれもあるいは考え直しまして、うが、このように生活保護法のはね返りよりも、予算が少い、そういうようなものは私は社会保険立法としてプラスと見ておられません。マイナスと見ておる。マイナスから出発するならば、私はこゝで一年延びようが、プラスから出発した方が、はるかに今後のこゝういふような社会保障制度、その根幹をなすところの社会保険立法の向上になるものと思ひます。従いましてわれわれは、こゝにおきましてわれわれ両派社会党の原案が認められるならば、政

府原案には敢然として反対し、こゝういふようなごまかしの日雇労働者、ごまかしをもつて、羊頭をもつて狗肉を売らんとするがごときこの政府原案には、われわれは反対するのであります。そうして先ほど青柳委員も討論されましたが、いささか私も他党のことに論及し過ぎて失礼のきらいもありません。しかし今われわれ討論いたしておりますが、結果におきましてはわれわれ両派社会党案は破れるのであります。しかしながら将来厚生当局がさらに大蔵当局と予算折衝もされ、それが成功のあかつきには、おそらく今私の言つておるような大體の修正にまともな思ふのであります。その際にはどうかひとつ虚心坦懐に御賛成願つて、かりに出発が多少遅れることがあつても、私はこの日雇労働者が少くとも現在生活に困つておる日雇労働者のほんとうに助けになる、こゝういふような社会立法に早く切りかえられんことを切望いたしました。討論を終りたいと思ひます。(拍手)

○小島委員長 柳田君の發言中、改進黨に對し多少不穩當と思はれる点がありますから、これは後日委員長において修正することを許し願ひます。杉山元治郎君。

○杉山委員 私は日本社会党を代表いたしまして、政府原案の日雇労働者健康保険法に反対し、両派社会党の法案に賛成の意を表するものであります。御承知のように日雇労働者は非常に気の毒な階層に属してございまして、一步誤れば生活保護に落ちるべき人であります。しかしこの人たちは自分的人格を考え、また他から援助を受け

の労働に従事しておる方でありませう。こういふ人たちにこそ最もあたたい手を伸ばすべきであつて、社会保険がこの人たちに今日まで手が伸びていなかったといふことは、非常な怠慢であると申し上げてもいいと思つております。幸いにこの人たちに對します健康保険が出て参つたことはたいへん幸いでありませうが、政府原案を見ますときに、いろ／＼と多くの方々が申し述べておられますように、また自由党の方自身も非常に貧弱であると申されておられる状態で、実は最初にこの原案を見ましたときに、いわゆるきよら賛成せられておられる方々ですらも、あるいはこれはない方がよいのではないかと言われたくらいであります。そういうような実情に貧弱なものであつて、たとえわゆる保険の目的にいたしましても、単なる疾病、障害だけに終つておるのであります。私はむしろこういふ人たちにこそ、先ほど申し上げたように最もよい社会保険を実施すべきであると思つた。にもかからず単なる疾病と障害だけといふことは、健康保険としてはなほは薄いものといわなければならぬ。やはりこれに伴うところの疾病もあれば、また御承知のように日雇労働者の方には婦人たちが相当に多いことは御承知の通りであります。婦人がその日雇労働者の大部分とは申しませんけれども、少くとも五割に近い人たちがおられることを考へておられますならば、当然分擔といふような問題なども起つて来る。他の健康保険にあるものであつて、この法案で除外されるということ考へてみても、私たちはふに落ちないのである。なおそのほか日数の問題、あるいは

はそのほかいろ／＼な給付の問題、そういう点は私どもの法案の趣旨弁明の際にも詳しく申し上げておりましたが、私は繰返して申し上げませんが、こういうような実情に内容が最も悪い健康保険である。たとえば他の保険には、いわゆる国民健康保険のごときは二割の国庫負担をようやく可決されたときに、この最も気の毒な人たちの健康保険に国家がただ事務費だけ出して、いわゆるこの人たちの保険の援助をせよといふことなども非常な片手落ちと私は申さなければならぬと思つております。私はそういうような意味合いにおいて、われ／＼は政府原案は不満足で、少くともわれ／＼両派が提出いたしました法案あるいはそれが理想に近いと仰せになるならば、永田委員も申しましたように、これは少々譲歩してもよい、こういう考へ方を持つておつたのであります。私どもの法案が無視されて政府原案がとられるといふことでありませうならば、私どもはこれに對して全面的な反対を唱へざるを得ないと思つております。簡單であります。以上申し上げまして、私どもは政府原案に反対、兩派社会党の法案に賛成の意を表するものであります。(拍手)

○小島委員 以上で討論は終局いたしました。まず内閣提出の日雇労働者健康保険法案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○小島委員 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。なおただいま内閣提出の日雇労働者健康保険法案が可決いたしました結果、八木一男君外十名提出の日雇労働者健康保険法案は議決不要となりました。次にただいま可決いたしました内閣提出の日雇労働者健康保険法案に附帯決議を付すべきであるとの動議が提出されております。これの趣旨弁明を求めます。山下春江君。  
○山下(春)委員 ただいま多数をもつて可決いたしました政府提出の日雇労働者健康保険法案は、本委員会の審議の過程に見ましても全委員において必ずしも満足なものではないといふことになつております。そこで私は委員会の空気を強く反映させるために、附帯決議を付したいと思つております。  
附帯決議案を朗読いたします。  
政府原案は日雇労働者の保護に必ずしも満足の効果を与えるものとは思われぬから、その実施に當つて政府は、次の事項に充分留意することとを要する。  
一、本法案がその所期の目的を達成し得るため、政府は全責任を以て、その運用に遺憾なきよう十全の努力を払ふこと。  
二、本案の実施に關しては、政府は将来、社会保険制度の体系確立上支障を生ぜざるよう、充分指導すること。  
右決議する。  
といふのでございます。何とぞ皆さん御賛成たまわらんことをお願いいたします。

○小島委員 ただいまの決議についての御発言はございませんか。なければ採決いたします。ただいまの動議の通り附帯決議を付するに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○小島委員 起立多数。よつて本案は附帯決議を付することに決しました。  
なお本案に關する委員の報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願いたいと思つて、御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○小島委員 御異議なしと認め、そのように決めます。  
本日はこれをもつて散会いたします。次回は公報をもつて通知いたします。  
午前十一時三十七分散会  
〔参照〕  
日雇労働者健康保険法案(内閣提出)に關する報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十八年七月三十一日印刷

昭和二十八年八月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局